

経営開始資金

概要

次世代を担う農業者となることを志向する就農直後の就農者に対して資金を交付します。

対象者

令和4年4月1日以降に独立・自営就農し、青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者かつ前年の世帯所得が600万円以下である者

対象事業／対象経費

経営開始直後の新規就農者に対し最長3年間(経営開始後3年度目分まで)資金を交付

補助率(上限など)

- ①交付期間1月につき1人あたり12.5万円(上限150万円/年)
- ②夫婦の場合は交付期間1月につき夫婦合わせて①の額に1.5を乗じた額

その他